

大阪市における発達障がい者支援施策

1 早期発見から早期発達支援へ

- ① 乳幼児健康診査等の充実
 - ・ 健診従事者への研修の実施
 - ・ 乳幼児発達相談体制の強化
 - ・ 4・5歳児発達障がい相談
- ② 発達支援の充実
 - ・ 発達障がい児専門療育
 - ・ 発達障がい基礎講座(親支援講座)
 - ・ ソーシャルスキル講座(親支援講座)
 - ・ペアレント・トレーニング(親支援)
 - ・ 啓発DVDの配付
- ③ 教育・保育の充実(幼稚園・保育所・認定こども園等)
 - ・ 幼稚園教諭・保育士等に対する研修等の実施
 - ・ 発達障がい児等特別支援教育相談事業
 - ・ 障がい児保育巡回指導講師派遣事業
 - ・ 保育所における発達支援プログラムの活用

2 学齢期の支援の充実

- ① 特別支援教育の充実
 - ・ 巡回相談体制の強化
 - ・ 発達障がいサポート事業
 - ・ 発達障がい研修支援事業
 - ・ 啓発資料の配布
- ② 発達支援の充実(再掲)(1②参照)
- ※ ③ 自立支援の充実
 - ・ 児童養護施設等での発達障がい児自立支援事業
 - ・ キャリア教育支援事業

3 成人期の支援の充実

- ① 自立支援の充実
 - ・ 発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による発達支援
- ② 就労支援の充実
 - ・ 発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による就労支援
 - ・ 発達障がい者就業支援コーディネーターの配置

4 家族に対する支援の充実

- ・ ペアレント・トレーニング等の親支援講座の実施
- ・ ペアレント・メンター(ピア・カウンセリング)事業の実施

5 地域の相談支援の充実

- ・ 発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による相談支援等
- ・ 発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による地域サポート体制の強化
- ・ 発達障がい者支援マップ

6 支援の引継ぎのための取組

- ・ 発達ノート
- ・ サポートブック

7 市民への啓発

- ・ 「世界自閉症啓発デー」・「発達障害啓発週間」普及啓発活動
- ・ 発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による地域サポート体制の強化

現状・課題

- ① 成人期まで使える情報共有ツールが無い
- ② 所属機関や支援者が変わる際、必要な情報のアンマッチや情報不足により、支援の停滞が起こりがちである
- ③ 新たな支援者につながっても、障がい特性や支援経過の共有が不十分なため、当事者・家族と支援者間の信頼関係の形成に時間がかかる

めざす姿

- ① 当事者・保護者と支援者間、または医療、保育、福祉、教育、就労等の各分野の支援者間で、個々の発達障がいの特性や支援に関する情報、ニーズ等の共有がスムーズに行える「情報共有ツール」がある。
- ② 各分野の支援者間で、個々の発達障がいの特性や支援に関する情報共有がスムーズに行われ、ライフステージを通じた切れ目のない支援の引き継ぎが行える仕組みがある。

取組方針

- 【1】 ライフステージの移行時や支援機関(者)等がかかわる際の、支援の引き継ぎ状況、課題等について、自治体調査及び医療・福祉・教育・就労等の関係機関への聴取りを実施し、実態把握、要因分析を行う。
- 【2】 本市の現状について把握し、多角的な視点からの分析を行うため、本人・保護者のニーズを調査するとともに、各ライフステージで支援に携わる関係機関等に対して、意見を広く収集し、あるべき「情報共有ツール」の姿を分析する。
- 【3】 【1】及び【2】の結果をふまえ、共有すべき「情報」支援内容を整理し、「情報共有ツール」の内容を検討する。
地域の実情に応じた「切れ目のない支援の引継ぎのための仕組みづくり」を検討する。

取組み内容

【1】(29年度)：自治体調査の実施

【調査先・調査方法】

- ◆ 都道府県・政令市・・・調査票による調査
- ◆ 医療・福祉・教育・就労等の関係機関・・・発達障がいのある方に関わる各機関の実務者等で構成された連絡協議会での聴取り

調査を通じた支援の引継ぎの重要性に関する理解の促進・共有

【2】(30年度)：本人・保護者・関係機関等への調査の実施

【調査先】

- ◆ 本人、保護者、保育所・幼稚園(公立・私立)、公立学校(小・中・高)、特別支援学校、専門学校、短大・大学、企業、障がい福祉サービス・障がい児支援事業所等、児童養護施設、医療機関、区、こども相談センター。

【調査方法】

- ◆ 調査先に合わせて各調査票を作成し、調査実施。

【3】(31年度～)：情報共有ツールの内容の検討、支援の引き継ぎのための仕組みづくりの検討

平成30年度 第2回大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会（概要）

1 相談窓口の対応状況

- 障がい理由とする差別に関する相談窓口における対応状況（H30.4～H31.2）

（相談内容）相談者の主訴に基づく。 （ ）は平成29年度

不当な差別的取扱に関する相談	10件	(16件)	
合理的配慮の不提供に関する相談	6件	(14件)	
環境の整備に関する相談	4件	(6件)	
その他（要望・苦情等）	10件	(22件)	<u>計30件(58件)</u>

2 大阪市における環境整備の事例

大阪市各部署で行った環境整備の事例について

- 対話支援器「COMUOON」の設置 ・職員への手話等の研修の実施
- タブレット端末を用いた遠隔手話通訳 ・筆談用メモボード、電子メモパッドの設置
- コミュニケーションボード、指さしボードの設置 ・点字ブロックと触知案内図の設置
- イベントでの「車いす」スペースの増設 など

3 研修・啓発等

平成30年度障害者差別解消法に関する研修・啓発等の実績

《市民・事業者向け》

- 「相談対応マニュアル」の周知、「事例」を用いた相談対応に関する研修
各区障がい者基幹相談支援センター連絡会、地域活動支援センター連絡会
- 障がい者総合支援制度における指定事業者・施設及び大阪市移動支援事業者集団指導
- 障害者差別解消にかかる講演会
- 電動車いす啓発パンフレット「「電動車いす」のことを知ってください」の発行
- 相談対応「事例紹介」のホームページ掲載

《市職員向け》

- 障がい者福祉担当職員新任研修

4 市条例制定に関する意見について

- 条例制定都市の状況

都道府県・・・31都市

政令指定都市・・・6都市

（委員意見概要）

- 事業者に対する合理的配慮の義務化については、広範に効力がある法において対応されることが望まれる。引き続き、法、府条例の改正の動きを注視願いたい。
- 条例制定の意義としては、法や府条例に規定のない部分の補完が考えられるが、現在、条例がないことで市が何を課題としているかなど、制定を検討する目的をしっかりと整理していく必要がある。